

審議会等議事概要

平成28年度 第1回 滝川市行政不服審査会 議事概要

日 時	平成28年4月5日（火曜日）午前10時～午後10時30分
開催場所	滝川市役所5階 第二応接室
出席者	五十嵐委員、近藤委員、酒井委員 滝川市：中島総務部長、橋本総務課長補佐、安樂主任級主事、矢木沢主任級主事
議 事	【1 開 会】 ※この時点で会長がまだ選任されていないため、暫定的に中島総務部長が進行役を務める。 【2 市長挨拶】 → 前田市長からの挨拶（挨拶終了後は用務の都合から市長は退席） 【3 会長及び会長代理の選出について】 中島部長）滝川市行政不服審査会条例第3条第1項に基づき会長を選出いただくことになるが、このことに関して御意見があればお願いしたい。 → 発言なし 中島部長）御意見がないようなので、当方からの提案として、滝川市情報公開・個人情報保護審査会と合わせる形で、会長は酒井委員、さらには会長代理については近藤委員ということでいかがか？ → 全委員により賛意表明 中島部長）では、当審査会についても酒井会長、近藤会長代理ということで、よろしくをお願いしたい。会長が決定したところで、これより後の進行については、酒井会長にお任せしたい。 【4 改正行政不服審査法の概要と本審査会の位置付け等について】 酒井会長）これ以降については、私の方で進行をさせていただく。会議次第に従い、改正行政不服審査法の概要と本審査会の位置付け等について、事務局からの説明を求める。 →事務局から資料1及び資料2に基づき説明

	酒井会長) 質問等あれば発言をお願いしたい。 → 発言なし 酒井会長) 今後、行政不服審査法に基づく審査請求がなされ、当審査会への諮問が必要という場合に、この審査会を開催し、答申をまとめていくというのが我々の役割ということになるとのことである。我々としても、その時は公正中立な立場から真摯な審議を進めていかなければならない。なお、行政機関として、処分の相手方に対して丁寧な説明等を心がけ、誤解等に基づいた審査請求に至るような事態はなるべく回避すべく努めていただくようお願いしたい。また、場合によっては、諮問をいただき、最終的に審査庁として審査請求を却下するような場合もあるかもしれないが、その時にも同様に審査請求者に対する適切な説明をお願いしたい。 【5 その他】 酒井会長) 5のその他ということで、委員の皆さんから何かあればお願いしたい。 → 発言なし 酒井会長) 事務局から何かあれば。 事務局) 今回の会議の議事録については、ホームページ上で公開させていただく予定だが、事務局により議事録案をまとめさせていただき、その内容については酒井会長に御確認をいただくことで、当審査会全体の承認をいただいたということで御了解をいただきたいと考えるが、いかがか。 酒井会長) そういうことで私に確認を一任いただくということでよろしいか。 → 各委員により賛意表明 【6 閉会】 酒井会長) 以上をもって全ての予定を終了したので、これで滝川市行政不服審査会を閉会する。
会議資料	会議次第 資料1 改正行政不服審査法の概要及び本審査会の位置付け等について 資料2 滝川市行政不服審査会条例